別紙 5-2

ウォータースライダー維持運行管理規程

1　総　則

1－1　目　的

この規程はウォータースライダー（以下「設備」という。）の運行に当たり設備を適正に維持保全することにより，利用者の安全を確保することを目的とする。

1－2　運行管理体制

当施設には設備の保全及び利用者の安全確保を推進するため次の運行管理者及び責任者を置く。

１）運行管理者　　１　名
２）監視者　　　　１　名
３）技術者　　　　１　名

1－3　設備の休廃止等

設備に廃止，休止，再使用，変更があった場合はその届出を栃木県知事に報告する。

2　責任者の役割

2－1　運行管理者

運行管理者は設備を熟知の上,本規程を十分理解し運行業務の指導監督を行うと共に次の任務を遂行させる。

１）始業点検
　イ)設備の滑走部表面の状況を点検し,または点検させ異常がないことを確認する。
　ロ）その他の設備の状況を点検し，または点検させ異常がないことを確認する。

２）異常発生時の修復処置
　設備の滑走部及び機械設備に異常が発生した場合は状況を的確に判断し必要な処置を行うと共に早期修復に努める。

３）異常気象の処置
　天候の変化により運行上支障が生じた場合は速やかに適切な処置を行う。

４）設備の保全
　機械室等の鍵の授受及び保管を確実に行い予備鍵等は運行管理者自ら管理する。

５）水質管理
　プールの水質が「遊泳プール衛生基準」に適合するよう管理する。

６）巡回監視
　運行中は場内を随時巡回し運行に支障をきたし，またはその恐れがあるときは利用者の滑走を中止させ，速やかに適切な処置を行う。

２－２　監視者

監視者は運行管理規程を充分に理解し，滑走者が安全に施設を利用させるために次の任務を遂行する。

１）滑走者の監視

イ）滑走者が注意事項，禁止事項に違反しないか注意を払う。

ロ）運行中は常に滑走者の状況，動作に注意を払う。

２）スタート地点の業務

イ）滑走開始の合図は前滑走者と次滑走者の安全を確認して行う。

ロ）着水部に異常が無い事を確認する。

ハ）初心者に対しては滑走の指導を行う。

３）着水地点の業務

イ）滑走者に対し着水地点から速やかに移動の指示及び補助を行う。

ロ）溺れた者の発見及び救助を行う。

ハ）怪我人の発見及び救助を行う。

ニ）着水地点に危険が発見された場合及び事故が発生した場合は速やかにスタート地点の監視者に中止の連絡をする。

４）緊急時の処置

運行中に事故が発生または発生する恐れがあるときは速やかに必要な処置を講ずると共に運行管理者に通報する。

５）運行終了報告

運行終了と共に異常の有無を運行管理者に報告する。

６）救急救命具の整備

事故等の緊急時に備え救命浮輪，担架等の救命器具を速やかに使用出来る様に点検整備を行い，設置位置を常に確認する。

２－３　技術者

技術者は滑走者が安全に施設を利用させる為に施設の保全を行い次の任務を遂行する。

１）日常点検実施の指導

日常の点検内容を指導し安全状況の確認をする。

２）定期点検実施の指導

定期点検の実施及び指導を行い，施設の保全を行う。

３）定期検査の実施管理

定期検査のスケジュールを作成し,検査を実施させその内容を把握し施設の安全を確保する。

４）応急修理

非常時には点検を行い，応急修理をする。

５）施設の監視

施設の劣化，危険の予見により使用停止の判断を行う。

６）施設保全の報告

施設の日常点検,定期点検,定期検査,改善等を運行管理者に報告と助言を行う。

３　通常遵守業務

３－１　通常点検及び運行

利用者の安全確保及び設備の維持保全のため通常点検を実施する。

１）利用者の安全確保のための通常点検は，毎営業日の営業開始前に実施し，その結果が良好な場合に運行を開始するとともにその記録を運行管理日誌に記載する。

A)監視員が行なう事項は次のとおりとする。

イ）着水プールの水位がマーキング水位(85Cm)以上の水位であることを確認する。

ロ）ウォータースライダー測定点における流下水の幅がマーキング位置の通常値の範囲内であることを確認する。

ハ）階段手摺，安全柵を目視により確認する。

ニ）試験滑降を１回実施して，ウォータースライダー本体内面が安全であることを確認する。

B)技術者が行なう事項は次のとおりとする。（記録はプール設備日誌に記載する。）

ウォータースライダー用ポンプの電流値が通常値の範囲内であることで，その水量が通常値の範囲内であることを電気的に確認する。

２）設備の維持保全のための通常点検は、その状況に応じて適宜実施しその記録を運行管理日誌に記載する。

A)監視員が行なう事項は次のとおりとする。

ウォータースライダー本体及び周辺の清掃。

B)技術者が行なう事項は次のとおりとする。

ポンプ・電動機・集毛器・制御盤等の点検。

３－２　定期点検

定期点検は３ヶ月に１回とし，点検チェックシートに従い３月，６月，９月及び１２月に点検を行い記録する。

３－３　定期検査

９月に建築基準法第１２条第２項に基づき昇降機（遊戯施設）検査資格者により検査を行う。

１）検査結果を特定行政庁に報告する。

２）定期検査の結果不良箇所が発見された場合，所定の様式により改善等整備計画書を提出し改善結果を特定行政庁に報告する。

３－４　記録の保管

運行管理日誌，定期点検，定期検査，休廃止，再使用等の記録は３年間以上保管する。